

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月
奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第五条第一項の表を次のように改める。

傷病補償年金	
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を	○・八六

障害補償年金					
	除く。）				
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）				
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）				
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）				
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）				
障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三	○・八九	○・七五	○・七五	○・八八

遺族補償年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八三
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八
	旧船員保険法による障害年金	〇・七四
	旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七四
	旧国民年金法による障害年金	〇・八九
	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	〇・八〇
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八四

遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金					○・八八
国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金					○・八〇
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金					○・八〇
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金					○・九〇

附則第五条第二項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八

旧船員保険法による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第五条の規定及び次項から附則第四項までの規定は、平成二十七年十月一日から適用する。（経過措置）

- 2 改正後の条例附則第五条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附

則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下この項において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第五条第一項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の議会の議

員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。